

# 第4回 データの越境移転に関する研究会

## 事務局説明資料

---

株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部  
CXコンサルティング部  
ICTメディアコンサルティング部

〒100-0004  
東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ

2022年6月27日



## 今年度研究会のスケジュールとアジェンダ、検討方法

各回の開催時期、アジェンダは下記を想定する。領域ごとに発表いただく委員をアサインし（一部は事務局）、発表をもとに委員間で議論いただくことを想定する。

### ■ 開催時期・アジェンダ（案）

#	時期	アジェンダ（案）	想定発表者（案）
1	2022年6月27日 16時～18時 （本日）	<ul style="list-style-type: none"><li>2021年度研究会の振り返り</li><li>2022年度の活動計画</li><li>委員コメント（各論点の所感等）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全委員</li></ul>
2	2022年8月後半	<ul style="list-style-type: none"><li>技術・標準化（Technology and Standardization）</li><li>相互運用性（Interoperability）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>工藤委員</li><li>鈴木委員</li><li>田丸委員</li><li>事務局</li></ul>
3	2022年9月後半	<ul style="list-style-type: none"><li>透明性の確保（Transparency）</li><li>関連する制度との補完性（Complementarity）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>藤井委員</li><li>北村委員</li></ul>
4	2022年11月前半	<ul style="list-style-type: none"><li>相互運用可能な枠組みの実装（Implementation）</li><li>取りまとめ案の提示</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>黒崎委員</li><li>事務局</li></ul>
5	2022年12月前半	<ul style="list-style-type: none"><li>（検討が不十分な論点の追加議論）</li><li>取りまとめ（2023年G7に向けた提案）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全委員</li><li>事務局</li></ul>

## 参考資料：5領域の方向性（昨年度報告書抜粋）

---

## 5領域の方向性（昨年度報告書抜粋）（1/2）

領域	記載内容
透明性の確保 (Transparency)	<ul style="list-style-type: none"><li>企業等によるデータの越境移転に対して、抑制的効果を持つ法令が一般法や業所管法など重複して存在すること、それらの規制の具体的な要請・要件が多数の履行規則や解釈準則に依拠すること、頻繁な改正などが報告されており、データの越境移転に関する規制及びそれらの運用について透明性が確保されていないといえる状況があることである。</li><li>透明性の確保は、全ての政府とデータのライフサイクルに関わるステークホルダーに資することから、基本的な価値観を共有する国との間で、透明性確保に関する認識や課題を共有し、改善に向けた働きかけや国際協力の中身（情報共有、通報制度、ガイドラインやベストプラクティスの共有など）を検討していくことが求められるのではないかと考えられる。</li></ul>
技術・標準化 (Technology and Standardization)	<ul style="list-style-type: none"><li>透明性の欠如に並んで、データの越境移転に関して企業が置かれた状況として明らかになったのは、第三国へのデータの移転において、企業が確保することを要求されるプライバシー保護やセキュリティ保全について、個別具体的なビジネスの状況に照らし、どのような運用であれば十分なのか、企業にとって明確ではないことである。</li><li>このため、プライバシーやセキュリティ等を確保していく上で目安となる、データの保存や分析その他のデータ処理に関する具体的な技術や規制遵守コストを引き下げる技術実装のあり方、そのような技術の実装にかかる標準の必要性などについて、国際的な理解と議論を喚起し、産業界を中心に、マルチステークホルダー間の連携強化と関与を求めていく必要があるのではないかと考えられる。</li></ul>
相互運用性 (Interoperability)	<ul style="list-style-type: none"><li>透明性の確保や技術・標準による運用の改善など、早急に対処が求められる課題と並行して、各国の様々な規制によって求められる保護基準の同等性や差分が明確ではないことは、データの越境移転における障壁として多くの企業が強調してきた。この相互性は標準化された技術によって担保することもできるが、二国間の個人データに係る相互認証や、第三者の認証機関による多数国間の認証スキームなど、様々な相互性にかかる試みもこれまで存在してきた。</li><li>データの越境移転に関する各国の国内制度が違うことを前提に、「相互運用性」を確保していくための様々な政策オプションを調査していく必要があると考えられる。その際には、セキュリティやプライバシーの確保の観点から、国・地域別に取得が求められる認証が既に存在する場合もあるが、それらの基準の相互性の確保の可能性なども検討の射程に入れるべきではないかと考えられる。</li></ul>

## 5領域の方向性（昨年度報告書抜粋）（2/2）

領域	記載内容
関連する制度との補完性 (Complementarity)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DFFT の具体化に向けて、G7などの国際的な場で政策・制度の提言を目指していく視座からは、データの自由な越境流通にかかる既存の通商ルールや一般原則（G7 デジタル貿易原則など）、またプライバシーやセキュリティ分野等におけるデータの取扱いに関する議論を踏まえ、それらの取り組みとの間で相互補完的かつ調和した形で検討を進める必要があると考えられる。</li> <li>• その前提として、DFFT 研究会の検討要素として提案する「透明性」などは、通商法、個人情報保護法、セキュリティ法など、データの取扱いに関する様々なアプローチの全てに共通して必要とされる要素であるが、存在する障壁の全てを解決するものではない。特に第二回の研究会でも議論があったように、一部の国の規制では、企業にとって製品・サービスそのものの提供ができなくなるほど深刻な制限を課している、あるいは課している懸念があるものがある。</li> <li>• DFFT はデータの越境移転を巡る様々な利害に対して、可能な限り調和的な解決法を模索するアプローチであるが、データの越境移転に制限的効果を持つ規制について、それ自体の是非を問う通商法などとも、本研究会で明確にしてきたDFFT 具体化の前提（データのライフサイクルと多様な主体間に確保すべき信頼の性質など）や検討内容を共有し、共通の前提の下で議論を進めていくべきではないか。</li> </ul>
DFFT 具体化の履行枠組みの実装 (Implementation)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DFFT のビジョンについて賛同を得られた国の中で、DFFT に親和的な政策を推進していく協力枠組みのあり方を検討する必要があるのではないか。</li> <li>• なお、このあり方はDFFT を具体化するための政策（例えば、透明性を確保するために、各国の法改正にかかる通報制度や各国の取り組みのレビューなど）にも依拠する。</li> </ul>